

令和5年度（2023年度）

吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務委託事業者募集要項

令和5年（2023年）7月

吹田市 福祉部 総合福祉会館

吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務委託事業者募集要項

令和5年（2023年）7月

第1 公募の趣旨

吹田市立総合福祉会館では、医療的ケアが必要な重度障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、社会参加機会の提供、創作的活動を中心に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく生活介護事業を実施しています。

年々増加する医療的ケアが必要な重度障がい者のニーズへ対応するため、民間委託することにより、事業の安定的な継続が図れるよう、社会福祉法人等の民間事業者を募集するものです。

第2 公募の内容

1 業務委託内容

- (1) 委託業務名 吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務
- (2) 履行場所 吹田市立総合福祉会館1階
- (3) 委託内容
 - ア 障害者総合支援法に規定する生活介護事業の実施に関すること。
※ 医療的ケアが必要な方や重複障がいの方などで、常時介護を必要とする障がい者を対象とします。通所者については、吹田市の実施する利用者判定委員会での判定結果に基づき決定します。
 - イ 障害福祉サービス費の請求事務に関すること。
 - ウ 利用料等の請求事務に関すること。
 - エ 相談に関すること。
 - オ その他吹田市長が定める業務。
※詳細は、別紙「吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務委託事業仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和5年（2023年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までとし、3年間の長期継続契約とします。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式により実施

2 現事業所概要

事業所の種類	指定生活介護事業所（定員20人） 平成19年（2007年）4月1日指定 大阪府 2711600821
所在地	〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立総合福祉会館内
電話・FAX	電話 06-6339-1201 FAX 06-6339-1202

法人種別	地方公共団体（市町村） 吹田市
開設年月	昭和62年（1987年）4月 在宅障がい者デイサービスとして開設

3 人員体制

- (1) 「吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」（令和元年吹田市条例第35号）第3条の規定する「障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）の規定を満たしたものであること。
- (2) 職員の配置は、常勤換算で9.5人以上とし、勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。なお、職員配置の詳細については、別紙「吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務委託事業仕様書」を参照すること。

4 見積上限額

吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務の契約期間総額の上限額は、192,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、各年度の上限額は以下のとおり。

令和5年度（10月1日から3月31日まで）

32,064,000円

令和6年度（4月1日から3月31日まで）

64,128,000円

令和7年度（4月1日から3月31日まで）

64,128,000円

令和8年度（4月1日から9月30日まで）

32,064,000円

第3 応募手続について

1 応募資格

障害者総合支援法に規定する介護給付事業である生活介護施設の運営を確実に遂行できる能力があり、かつ障がい者福祉に熱意と意欲を有する、障がい者福祉事業を5年以上実施している法人であること。（法人の運営形態は問いません）。

また、障害者総合支援法等に基づく改善命令等の行政処分を受けたことがないこと。

2 応募の条件

- (1) 令和5年10月1日から吹田市と委託契約を締結し、生活介護施設運営業務を直接運営できること。
- (2) 委託候補者の決定後、生活介護施設の運営を円滑に実施するため、契約前に、吹田市が必要に応じて行う引継ぎや研修等を受けることができること。なお、引継ぎや研修にかかる費用について負担できること。

- (3) 障害者総合支援法等関連法令を遵守し、サービスの自己評価、相談及び苦情解決の仕組みの整備、地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図ることなどにより、安定した質の高いサービスの提供ができること。
- (4) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (5) 募集開始日から契約締結日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 募集開始日から契約締結日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (8) 納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。
- (9) 次に掲げる届出を行っており、保険料を納付していること（当該届出を行うことを要しない者を除く。）及び滞納していないこと。
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができること。
- (12) 生活介護事業のサービス管理責任者要件を満たした者を配置できること。

3 募集要項配布等の公募に関する情報の公表

募集要項の配布や公募説明会開催等に関する日程の公表日

令和5年7月10日（月）

吹田市ホームページで公開します。

4 公募説明会・施設見学・募集要項の配布

- (1) 公募説明会・施設見学及び募集要項の配布

場所：吹田市立総合福祉会館2階和室

日時：令和5年7月14日（金）午後3時

申込は不要です。また、吹田市ホームページで募集要項を公開します。

- (2) 公募説明会・施設見学会に不参加の場合でも、本件への応募は可能です。

5 質疑

- (1) 公募内容等の質疑事項については、指定の質疑書にて令和5年7月14日（金）から7月20日（木）まで受け付けします。電子メール、FAXで連絡・問い合わせ先に提出してください。その他の方法（電話・来訪等）での質問は、受け付けしません。
- (2) 事前に受信の確認をしますので、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分までに、連絡・問い合わせ先の吹田市立総合福祉会館あ

てに電子メール、FAXを送信していただき、受信の有無を電話で確認してください。

- (3) 質疑書受付終了後、令和5年7月24日(月)、ホームページに、すべての質問、回答を掲載します。質問は、7月20日(木)午後5時30分以降は受け付けしません。

6 参加表明

- (1) 参加表明書等の提出

「参加表明書等書類一覧」(別紙1)に記載の参加表明書及び必要書類を提出してください。

提出していただいた参加表明書等必要書類を審査し、応募資格の有無を審査します。

- (2) 受付期間

令和5年7月14日(金)から令和5年8月4日(金)まで。

午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)。

- (3) 受付場所

吹田市立総合福祉会館

吹田市出口町19番2号

TEL 06-6339-1201

- (4) 提出方法

ア 郵送

①簡易書留等の記録が残る方法で提出してください。

②令和5年8月4日(金)午後5時30分必着。

③発送日に担当者に確認の電話又はメールをお願いします。

イ 来館

事前に担当者に来館日時を電話予約の上、提出書類を持参してください。

ウ 注意事項

①提出方法を問わず、書類提出時における質問は一切受け付けしません。

②提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

- (5) 参加資格審査の結果通知

参加資格の有無は、令和5年8月9日(水)午後5時30分までに参加表明者全員に電子メールにて通知するとともに、書面にて通知します。また参加資格がない場合には、その理由を付して通知します。

7 応募受付

- (1) 応募書類の提出

応募書類の提出に当たっては、本業務募集要項等を熟読し、「提出書類一覧及び添付書類」(別紙2)を確認するとともに、「審査項目及び配点」(別紙3)に留意して作成してください。

- (2) 企画提案した事項については、すべて見積金額の範囲内で実施することとしてください。

- (3) 書類提出に当たっての注意事項

ア 提出部数

応募書類は4部(正本1部、副本3部)提出してください。

- イ 提出書類は、原則A4サイズとし、ファイル等に項目の順番に左綴じするとともに、番号のインデックスを付してください。
- ウ 提出書類の右上には、必ず参加者番号（参加資格通知の際にお知らせします。）を入れ、適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。
- エ 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めません。
- オ 企画提案書には、法人名、ロゴマーク等、応募者が特定できるような表示は一切記入しないでください。

カ 提出書類の差し替えは一切認めません。

キ 提出書類は返却しません。

(4) 受付期間

令和5年8月10日（木）から令和5年8月18日（金）まで。

午前9時から午後5時30分まで（土曜、日曜、祝日は除きます）。

(5) 受付場所

吹田市立総合福祉会館

吹田市出口町19番2号

TEL 06-6339-1201

(6) 提出方法

ア 郵送による提出

①簡易書留等の記録が残る方法で提出してください。

②令和5年8月18日（金）午後5時30分必着。

③発送日に担当者に確認の電話又はメールをお願いします。

イ 来館による提出

事前に担当者に来館日時を電話予約の上、提出書類を持参してください。

ウ 注意事項

①提出方法を問わず、書類提出時における質問は一切受け付けしません。

②提出書類が不足している場合は、原則受付できません。

(7) 応募に係る費用について

本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募者の負担となります。

8 失格事由

次の事項に一つでも該当するときは、その者の提案は失格とします。

あわせて、入札に準じて指名停止の措置を講じます。

- (1) 最優秀提案事業者の選定時点において、本募集要項の「第3 1 応募資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (7) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (8) 応募提案書類等に虚偽の記載を行ったとき。
- (9) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示

した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

第4 委託候補者の決定等について

1 プレゼンテーションの実施

- (1) 令和5年8月31日（木）に開催を予定しています。時刻、場所等詳細については、後日、応募者に直接お知らせします。
- (2) プレゼンテーションに参加できない法人は、公募申込みがなかったものとして取り扱います。

2 事業者の選定

「吹田市障害福祉サービス業務委託事業者選定等委員会」（以下「選定委員会」という。）において、事業者を選定します。選定委員会においては、「審査基準」（別紙3）に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けをし、1位と順位付けした選定委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。

1位と順位付けした選定委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした選定委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした選定委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各選定委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員による合議又は多数決により決定します。

次点者は、最優秀提案事業者以外の応募者について、選定委員が評価した順位付けを点数化（全応募者の数を満点とし、1位にはその点数、2位以降は1点ずつ減じる。）し、全選定委員の合計点の最も高い応募者を選定します。

上記に定めのない場合は、選定委員会の協議により決定します。

ただし、各選定委員による評価点合計の平均点が、配点合計の6割以上を獲得できない場合又は業務実績と見積金額を除く審査項目のうち一つでも5割以上を獲得できない場合は失格とします。

3 提案者が1者又はいない場合

- (1) 提案事業者が1者以上であれば、本プロポーザルは実施することとし、応募書類及び企画提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。ただし、評価点について、配点合計の6割以上を獲得できない場合又は業務実績と見積金額を除く審査項目のうち一つでも5割以上を獲得できない場合は失格とします。
- (2) 提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとします。再募集等については、選定委員会において検討を行うものとします。

4 契約

- (1) 選定の結果は、令和5年9月7日（木）に応募したすべての事業者電子メール及び文書で通知します。
- (2) 選定結果に対する質問及び異議等については、一切応じられません。

ただし、最優秀提案事業者として決定されなかった参加者は、その理由について通知の翌日から起算して7日以内に説明を求めることができます。

- (3) 委託候補者名及び選定結果については、吹田市のホームページにも掲載します。
- (4) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。
- (5) 最優秀提案事業者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。
- (6) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合や、同規則第115条第1項第6号の規定に該当する場合は、減免することがあります。

第5 その他

- 1 変更が認められない場合において発生した事業者の損害等については、吹田市は一切これを保障しません。
- 2 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。
- 3 提出書類等の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。

第6 連絡・問い合わせ先

〒564-0072

吹田市出口町19番2号

吹田市立総合福祉会館

TEL 06-6339-1201

FAX 06-6339-1202

E-mail sofuk_kn@city.suita.osaka.jp